

目次

第137期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	4
事業報告	15
連結計算書類	38
計算書類	42
監査報告書	46
株主総会会場ご案内図	

同封のご案内状をご参照いただき、株主総会の議決権行使は、極力、書面又はインターネット等による事前行使をいただきますようお願い申し上げます。

第137期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



開催場所

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
パーカービル 2階 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役会長 里 見 多 一

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日の午後5時15分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋一丁目15番1号 パーカービル 2階 会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第137期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.parker.co.jp/>）に掲載されておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

■ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.parker.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

1. 議決権の行使方法について

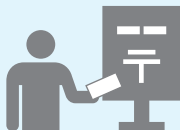
株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時15分到着分まで

インターネット等による行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時15分入力分まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

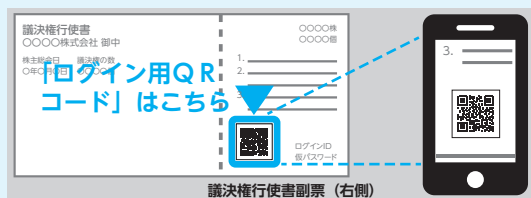
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに**、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、業績動向、配当性向並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、利益配分を決定しております。また、社会の一員として、内部留保資金につきましては、サステナビリティ経営に基づく将来の事業投資に活用し、企業価値向上に努めてまいります。

配当につきましては、連結配当性向30%を目安に、将来の事業展開及び収益水準を勘案しつつ、安定した配当の継続と総還元性向についても視野に入れて決定することで、株主の皆様のご期待に添うべく努力してまいります。

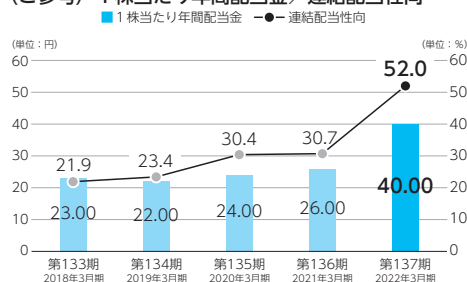
なお、成長のための投資資金及び財務基盤の安全性がある程度確保されたものと判断し、当面の間は可能な限り配当金として株主の皆様へ還元いたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、次の通り1株につき27円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当を加えた年間配当金は、前期に比べ1株につき14円増配の40円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 27円 総額 3,246,751,485円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

(ご参考) 1株当たり年間配当金／連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 ＜ 新 設 ＞	＜ 削 除 ＞ （電子提供措置等） 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(附 則) <条文省略> < 新 設 >	(附 則) <現行どおり> (株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置) <u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 さとみ かずいち 里見 多一	取締役会長	100% (12/12回)
2	再任 たむら ひろやす 田村 裕保	取締役管理本部長	100% (12/12回)
3	再任 よしだ まさゆき 吉田 昌之	取締役技術本部長兼 総合技術研究所長	100% (12/12回)
4	新任 ふくた やすまさ 福田 康政	執行役員製品事業本部長	—
5	再任 えもり しまこ 江森 史麻子	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)
6	再任 もり たつや 森 達哉	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。
4. 当社は江森史麻子及び森達哉の両氏の間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。各候補者が就任された場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 里見 多一 1947年12月8日生

再任

- 所有する当社の株式数 438,866株
- 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2005年 6 月	当社取締役副社長
1987年 7 月	当社取締役	2011年 4 月	当社取締役社長
2000年 1 月	当社常務取締役	2017年 6 月	当社取締役会長
2003年 6 月	当社専務取締役		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

里見多一氏は、1987年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

2 田村 裕保 1960年6月5日生

再任

- 所有する当社の株式数 17,900株
- 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社取締役管理本部長
2009年12月	当社経理部統括部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

田村裕保氏は、財務、会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、管理本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

3 よし だ ま さ ゆ き
吉田 昌之 1962年8月9日生

再 任

■ 所有する当社の株式数 3,766株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2017年 6 月	当社取締役総合技術研究所長
2012年 4 月	当社総合技術研究所第一研究センター所長	2018年 4 月	当社取締役技術本部長兼総合技術研究所長
2013年 6 月	パーカー表面処理科技（上海）総経理		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

吉田昌之氏は、薬品事業の技術開発に関する幅広い専門知識と高い見識を有し、技術本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

4 ふく た やす ま さ
福田 康政 1965年9月20日生

新 任

■ 所有する当社の株式数 3,700株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社執行役員製品事業本部長
2016年 7 月	当社マーケティング部長		現在に至る
2019年 4 月	当社製品事業本部長		

■ 取締役候補者とした理由

福田康政氏は、薬品事業の営業経験を活かし、製品事業本部長として同事業を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、当社経営を担う適切な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。

5 え も り し ま こ 江森 史麻子 1965年10月28日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録	2009年4月	駒澤大学法科大学院准教授
2004年9月	弁理士登録	2017年4月	駒澤大学法科大学院教授
2009年3月	大洋綜合法律事務所開設 (現在に至る)	2019年6月	当社社外取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江森史麻子氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコンプライアンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

6 も り た つ や 森 達哉 1968年3月25日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年12月	株式会社あおぞら銀行入社	2012年11月	オフィス・プライフィス設立
2006年7月	日本アジア投資株式会社入社	2019年6月	当社社外取締役
2010年5月	ニューホライズン・キャピタル株式会社入社		現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森達哉氏は、経営コンサルタントとして複数の事業会社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役細金逸人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

1 ほそ がね はや と **細金逸人** 1960年3月23日生

再任

■ 所有する当社の株式数	■ 取締役会への出席状況	■ 監査等委員会への出席状況
12,100株	100% (12/12回)	100% (18/18回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2019年4月	当社取締役経営企画本部長
2012年11月	当社製品事業本部中京事業部長	2020年6月	当社取締役（監査等委員）
2015年6月	当社取締役タイパーカライジング株式会社代表取締役社長		現在に至る

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

細金逸人氏は、海外グループ会社の社長及び当社経営企画本部長としての豊富な経験を有し、監査等委員の職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と実績をもとに、引き続き監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

2 は ぜ や ま し げ た か
櫛 山 重 貴 1974年 2 月 4 日生

新 任 社 外 独 立

■所有する当社の株式数

0 株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 10 月	中央監査法人入所	2007年 1 月	櫛山公認会計士事務所開設（現在に至る）
2001年 4 月	公認会計士登録	2017年 8 月	税理士登録
2002年 2 月	スターバックスコーヒージャパン株式会社入社		現在に至る

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

櫛山重貴氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験を有しており、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと期待しております。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役候補者といえました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 櫛山重貴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 櫛山重貴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は櫛山重貴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。各候補者が就任された場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は以下の通りとなります。

氏名	企業経営	マーケティング ・ 営業	開発 ・ 技術	国際 ・ グローバル	財務 ・ 会計	法務 ・ コンプライアンス
里見 多一	○		○	○		
田村 裕保	○				○	
吉田 昌之	○		○	○		
福田 康政	○	○				
江森史麻子	○					○
森 達哉	○				○	
久保田正治						○
細金 逸人	○	○		○		
近 浩二	○	○				
樫山 重貴				○	○	

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において年額40百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化やガバナンス体制の強化に伴い職責が高まっていること等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員の報酬水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。第4号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、各国の経済対策やワクチン接種の進展により持ち直しの動きも見られましたが、期後半は半導体不足等の供給制約やウクライナ情勢の影響など予断を許さない状況が続きました。国内経済におきましても、海外の景気回復を受けた輸出増加や企業生産・設備投資が持ち直しの動きを見せるなど回復基調が続きましたが、急激な為替変動、原材料価格の高騰やエネルギー価格の上昇などのリスク要因もあり、引き続き先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、主要取引先であります自動車業界では、回復基調にはあるものの、期後半は半導体不足による生産調整等の影響により、自動車生産台数は前年を下回る月が続きました。もう一つの柱であります鉄鋼業界では、製造業の生産回復に伴う鋼材需要の高まりを受け堅調に推移する一方で、期後半にかけて国内の粗鋼生産量は前年割れする月が続くなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況において、当社グループでは、2028年の創業100周年とその先の未来に向けて、新たに「Vision2030」を策定し、「あらゆる表面をカガクで変える」をキャッチフレーズとして、あらゆる素材に様々な機能を付与する表面改質技術の開発に取り組むべく、「既存分野の深耕と新規分野の開拓」「グローバル展開の加速」「グループ・ガバナンスの強化」「多様な人材の活躍推進」を基本戦略として、新たな成長ステージを目指した諸施策を推進してまいりました。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。

売上高は、117,752百万円（前期比17.8%増）、営業利益は、13,370百万円（前期比25.2%増）となりました。経常利益は、17,003百万円（前期比19.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、9,046百万円（前期比9.5%減）となりました。

売上高

1,177億 5千2百万円

前期比 17.8%増 

営業利益

133億 7千万円

前期比 25.2%増 

経常利益

170億 3百万円

前期比 19.8%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

90億 4千6百万円

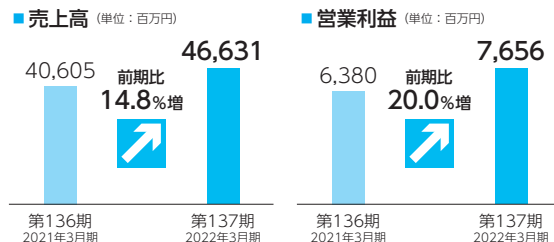
前期比 9.5%減 

事業別の概況

薬品事業

■主要な事業内容

金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他

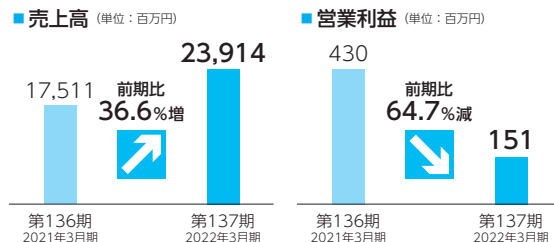


売上高は46,631百万円（前期比14.8%増）、営業利益は7,656百万円（前期比20.0%増）となりました。当事業部門は、あらゆる産業分野における素材の洗浄、防錆、塗装下地、潤滑、意匠などを目的とした表面処理剤の製造・販売と、これに伴う最新のノウハウ、技術サポートを提供しております。当期は主要取引先による生産調整の影響があったものの、前期後半からの回復基調は継続しており、リン酸、ニッケルなど主要原材料の価格急騰の影響などにより、期後半にかけて収益性は悪化いたしました。全体として増収増益となりました。

装置事業

■主要な事業内容

金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他

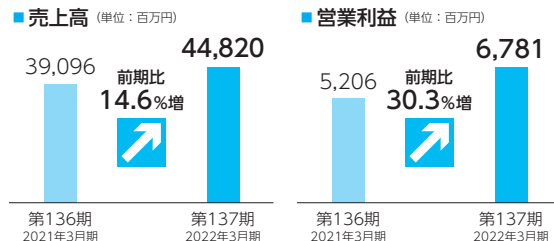


売上高は23,914百万円（前期比36.6%増）、営業利益は151百万円（前期比64.7%減）となりました。当事業部門は、輸送機器業界向けを中心に前処理設備、塗装設備及び粉体塗装設備などを製造・販売しております。国内外ともに設備投資持ち直しの動きが見られ、自動車メーカー向け前処理装置の工事が進捗するなど順調に推移したため増収となりましたが、収益面では、鋼材価格の上昇やオミクロン株の感染拡大による工期の遅れなどが影響し、減益となりました。

加工事業

■主要な事業内容

防錆加工、熱処理加工、めっき処理他

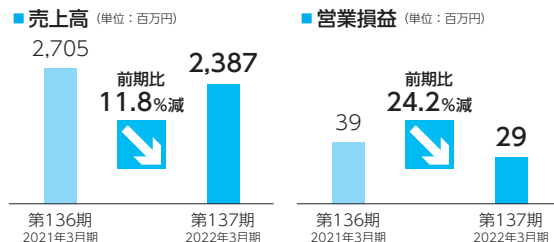


売上高は44,820百万円（前期比14.6%増）、営業利益は6,781百万円（前期比30.3%増）となりました。当事業部門は、金属の強度や耐久性を高める「熱処理加工」、潤滑性・高密着性などの機能性を付与する「防錆加工」、素材表面に薄膜金属を被膜することで高耐食性、耐摩耗性を付与できる「めっき処理」などの表面処理の加工サービスを提供しております。北米地域では苦戦を強いられましたが、国内及び中国・タイ・インドネシア・ベトナムなどのアジア地域では、自動車部品メーカーの生産回復に伴い、売上及び利益面とも好調に推移し、全体として増収増益となりました。

その他

■主要な事業内容

ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業他



売上高は2,387百万円（前期比11.8%減）、営業利益は29百万円（前期比24.2%減）となりました。その他の事業部門は、ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業などを営んでおります。ビルメンテナンス事業では大型の大規模修繕工事を複数件受注したことにより増収となりましたが、前期末にボルトの製造・販売を行っていた子会社を売却したことなどにより、全体としては減収減益となりました。

(事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

事業の種類別セグメント				区分		売上高	
						金額	構成比
薬	品	事	業			46,631	39.6%
装	置	事	業			23,914	20.3%
加	工	事	業			44,820	38.1%
そ		の	他			2,387	2.0%
合 計						117,752	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は4,514百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期に完了した主要な設備

加工事業 パーカーツールテック(株)

熱処理加工工場の設備の増設

当期において継続中の主要な設備

全社 当社

新研究棟の建設及び現実験棟の改修

加工事業 パーカー加工(株)

防錆加工工場の建替

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2028年の創業100周年とその先の未来に向けて、当社の企業理念を実現し、持続可能な社会の実現に貢献するため、新たに長期ビジョン「Vision2030」を策定いたしました。Vision2030では、「あらゆる表面をカガクで変える」をキャッチフレーズとして、あらゆる素材に様々な機能を付与する表面改質技術の開発に取り組み、コア事業である薬品、装置、加工の3つの事業領域で、社会課題の解決に貢献するなど、サステナビリティ経営を通じて持続的な企業価値の向上を目指すため、以下のことを基本戦略として掲げ、新たな成長ステージを目指した諸施策を推進してまいります。

① 既存分野の深耕と新規分野の開拓

既存分野の深耕と新規分野の開拓を推進し、あらゆる素材の表面改質に挑戦してまいります。

② グローバル展開の加速

グループの総合力を活かして、社会課題の解決に貢献するソリューションをグローバルに提供いたします。

③ 「グループ・ガバナンスの強化」

中長期的な企業価値の向上に向けて、グローバルな事業活動を支えるためのグループ・ガバナンスの強化に取り組みます。

④ 「多様な人材の活躍推進」

持続的成長とイノベーションの創出には多様な人材の活躍が不可欠と考え、ダイバーシティ経営を推進します。

また、本年策定した第4次グループ中期経営計画では、当社グループが優先的に取り組むべき重要課題を特定し、成長戦略の推進、社会課題解決への貢献、企業変革の3つを柱として、Vision2030の実現に向けた基盤作りに取り組みます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

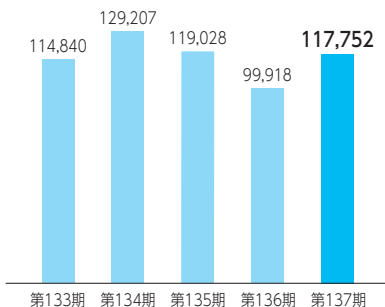
区 分		第133期 2018年3月期	第134期 2019年3月期	第135期 2020年3月期	第136期 2021年3月期	第137期 2022年3月期
売上高	(百万円)	114,840	129,207	119,028	99,918	117,752
経常利益	(百万円)	20,750	20,130	15,723	14,197	17,003
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	12,721	11,424	9,449	9,999	9,046
1株当たり当期純利益	(円)	104.85	94.20	78.87	84.75	76.93
総資産額	(百万円)	219,988	218,818	216,773	220,210	228,982

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

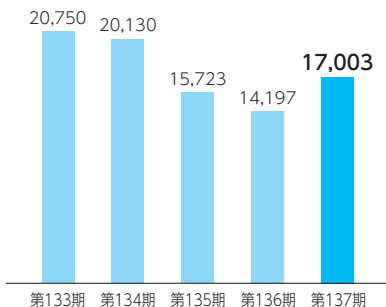
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第134期の期首から適用しており、第133期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

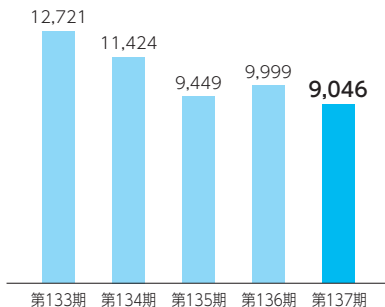
■ 売上高 (単位: 百万円)



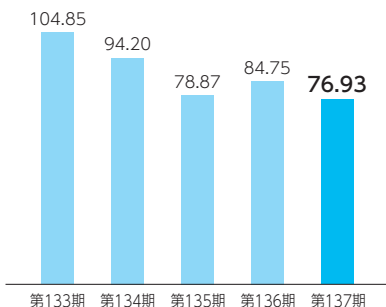
■ 経常利益 (単位: 百万円)



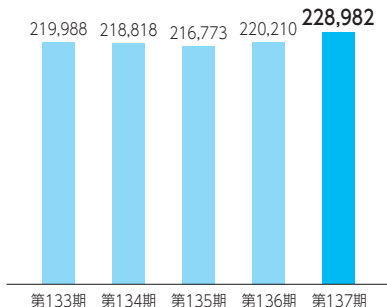
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産額 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
パーカー加工株式会社	416百万円	72.4%	防錆加工及び塗装処理
パーカーエンジニアリング株式会社	494	90.0	防錆加工装置等の製造、販売
浜松熱処理工業株式会社	150	56.3	熱処理加工
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の製造・販売 及び加工
パーカーツルテック株式会社	28百万US\$	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーカライジング株式会社	28百万Bht	49.0	金属表面処理剤の製造・販売、防錆加 工及び熱処理加工

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した 6 社を含め46社であり、持分
法適用会社は 9 社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工、めっき処理他
その他	ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業他

(8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当 社	：本社（東京都中央区）、 総合技術研究所（神奈川県平塚市）、 東日本事業部（神奈川県平塚市）、西日本事業部（大阪府吹田市）
子 会 社	：パーカー加工株式会社（本社 東京都中央区、10工場） パーカーエンジニアリング株式会社（本社 東京都中央区、5 営業所） 浜松熱処理工業株式会社（本社 静岡県浜松市、4 工場） 日本カニゼン株式会社（本社 東京都足立区、2 営業所、3 工場） パーカーツルテック株式会社（本社 米国） タイパーカライジング株式会社（本社 タイ）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
4,353名	44名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	650 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	326

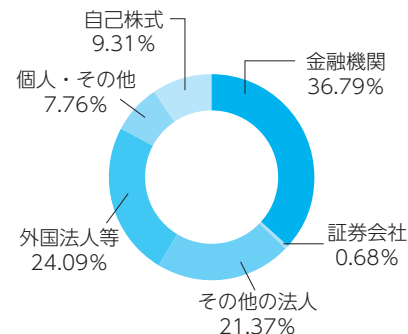
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 132,604,524株

(3) 当期末株主数 5,096名

▶ 所有者別持株比率



(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,459 千株	11.19 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	9,989	8.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,015	5.83
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,020	4.17
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,765	3.96
株 式 会 社 雄 元	4,708	3.91
公益財団法人 里 見 奨 学 会	4,633	3.85
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,808	3.16
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,113	2.58
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,664	2.21

- (注) 1. 当社は、自己株式12,354千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式166千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、次の通り自己株式の取得についての取締役会決議をいたしました。

2022年3月25日開催の取締役会決議

- ①取得期間 2022年4月1日～2022年12月30日
- ②取得株式の総数 2,000千株（上限）
- ③取得価格の総額 2,000百万円（上限）

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長		里 見 多 一		最高経営責任者
代 表 取 締 役 社 長		松 本	満	最高執行責任者
取 締 役		田 村 裕 保		管理本部長
取 締 役		吉 田 昌 之		技術本部長兼総合技術研究所長
取 締 役		江 森 史 麻 子		
取 締 役		森	達 哉	
取締役（常勤監査等委員）		細 金 逸 人		
取締役（監査等委員）		久 保 田 正 治		
取締役（監査等委員）		近	浩 二	

- (注) 1. 取締役 江森史麻子、森 達哉、久保田正治及び近 浩二の各氏は、社外取締役であり、また株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、細金逸人氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、填補の対象外としています。

当該契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4)当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るべく、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、月額報酬のみであります。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、上記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対しては、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、その後、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において決議された在任時の給付分として、120百万円（3事業年度）を上限として信託に拠出しております。同制度については、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において、取締役在任時の付与分として、40,000ポイント（1事業年度）を株式交付の上限としております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、一定の基準に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会で配分方法の取り扱いを協議し、監査等委員会の適切な関与・助言を得た上で、取締役会から委任を受けた代表取締役会長里見多一及び代表取締役社長松本満による協議により、それぞれ取締

役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、代表取締役会長及び代表取締役社長に委任した理由は、当社の事業環境及び経営環境を熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、監査等委員会の適切な関与・助言を得ている等の手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	206	148	31	25	4
監査等委員 (社外取締役を除く)	25	25	-	-	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	15	15	-	-	2
社外取締役 (監査等委員)	12	12	-	-	2

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等としての賞与は、当社の業績との連動性を明確にするため、主として本業の経営成績を示す営業利益を指標として、前年同期増減を加味した上で、総合的に決定し、毎年一定の時期に支給しております。なお、営業利益の実績については、第136期は10,681百万円、第137期は13,370百万円であります。

⑥非金銭報酬等の内容

当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、取締役に対する業績連動型株式報酬を導入しており、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された役員株式給付規程に基づき、事業年度の業績に応じポイントを毎年一定の時期に付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であります。ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定しており、詳細は以下の通りであります。

1) 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ①役員株式給付規程で定める受給権利者の要件を満たしていること
- ②株主総会決議において解任の決議をされた場合に該当しないこと、又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任し、給付を受ける権利の全部が受けられない場合に該当しないこと

2) 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という）とします。

3) 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

①付与ポイントの決定方法

i. ポイント付与の時期

- A. 毎年6月30日現在における受給予定者に対して、前年の4月1日から当年の3月31日までの期間を評価対象期間として、同日にポイントを付与します。
- B. A.のほか、役員を退任するときは、当該退任日にポイントを付与します。

ii. 報酬等と連動する業績評価指標

毎事業年度における連結ベースの経常利益の目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標とします。なお、経常利益の実績については、第136期は14,197百万円、第137期は17,003百万円であります。

iii. 付与するポイント数

- A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント
次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）別表1に定める役位別ポイント×別表2に定める業績係数

- B. 当年の3月末時点の役位にてポイントの数を算出し、評価対象期間中に役位の異動があった場合には、異動前の1カ月未満は切り上げし、異動後の1カ月未満は切り捨てし、月割にてポイントの数を算出します。月の途中で昇格・降格の異動があった場合の異動当月は、異動前の役位として役位別ポイントを算出します。1年に満たない在任期間については、月割（1カ月未満の端数は切り上げ）にてポイントの数を算出し、業績係数は1.0とします。

(別表1) 役位別ポイント数は以下の通りとします。

役位	役位別ポイント数
名誉会長・会長・社長	4,300
副社長	3,300
専務・常務・相談役・取締役	2,800

※代表権のある取締役は、上表のポイント数に加えて2,200ポイントを付与します。

(別表2) 業績係数は以下の通りとします。

連結経常利益目標達成率 (前期実績比)	業績係数
115%以上	1.2
105%以上115%未満	1.1
95%以上105%未満	1.0
85%以上95%未満	0.9
85%未満	0.8

②支給する当社株式等

給付する株式数及び金銭の額は以下の算式にて算出します。

(算式)

給付する株式数＝権利確定日時点のポイント数に1.0を乗じた数から、単元未満の端数（以下「単元未満株式の端数」という）を減じた数（以下「給付株式数」という）×70%（小数点以下切り捨て）

ただし、上記の算式により算出した給付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式を切り捨てるものとします。

(算式)

給付する金銭の額＝（給付株式数×30%＋単元未満株式の端数）×権利確定日の本株式の時価（※1）

ただし、上記の算式の計算過程のうち「給付株式数×30%」に単元未満株式が生じる場合、単元株式にこれを切上げて計算するものとします。

③受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡したとき、当該受給予定者の遺族が役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族に対し金銭を支給します。遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭の額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日時点における本株式の時価（※１）

（※１）本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役 江森史麻子氏は、大洋綜合法律事務所所属の弁護士であります。当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
江森史麻子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
森 達哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての経験と知見に基づく発言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②取締役（監査等委員）

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員） 久保田正治氏は、神宮前法律事務所所属の弁護士であります。当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 近 浩二氏は、株式会社星和ビジネスリンクの代表取締役であります。当該法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田正治	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席し、それぞれにおいて主に弁護士としての専門的見地から発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
近 浩二	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席し、それぞれにおいて主に経営者としての経験と知見に基づく発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

83百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

87百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性及び独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス通報規程に基づき社内通報システムを運用することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に執行役員会において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ITを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規程をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。
- ②子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要な人材を任命するものとする。
- ②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を要するものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、執行役員会の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。
- ②当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ②監査等委員会は取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。
- ③監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

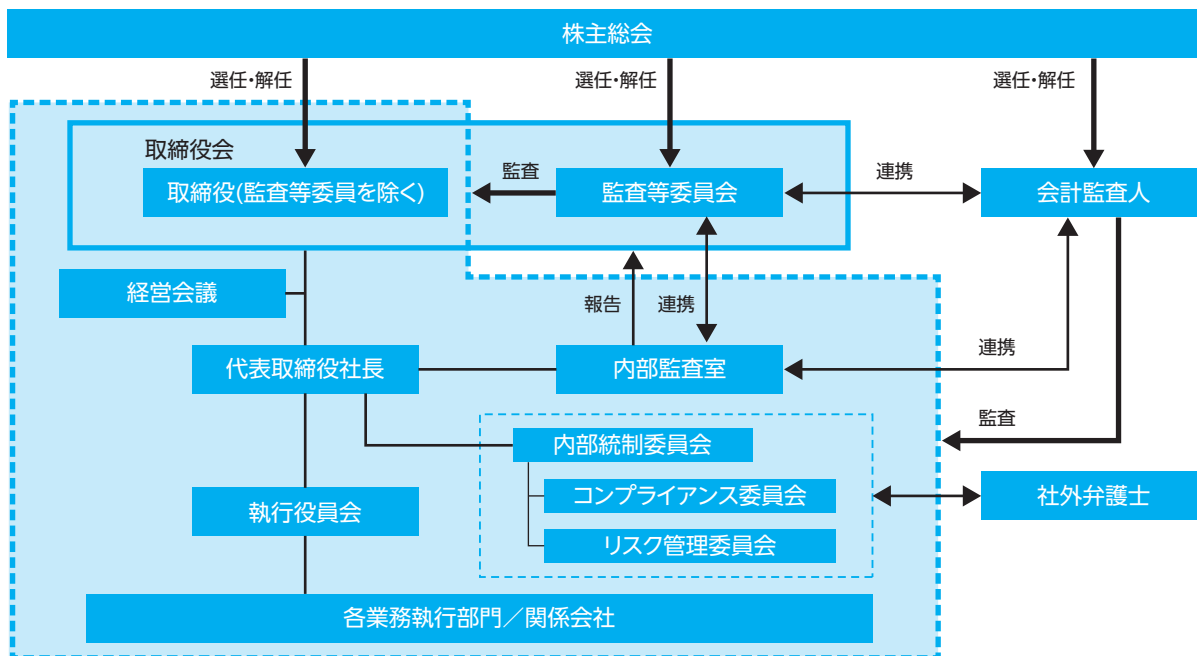
コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行い、法定事項、執行役員会の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けるほか、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携の強化に取り組んでおります。また、内部統制システムの運用状況について、適宜報告を求めるとともに取締役会に対して意見表明を行うなど監査の実効性強化にも努めております。

社外取締役は、原則毎月開催される取締役会などの重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合を行うことにより、経営の監督機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心にグループ統括本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。また、監査等委員会及び内部監査室が定めた内部統制システムに関する実施基準に準拠し、子会社及び関係会社の役員に対して、その運用状況について報告を受けております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



連結貸借対照表

科 目	期 別	
	第137期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第136期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	126,258	114,788
現金及び預金	75,459	66,589
受取手形及び売掛金	—	36,934
受取手形、売掛金及び契約資産	39,027	—
有価証券	361	566
棚卸資産	10,047	9,355
その他	2,947	2,776
貸倒引当金	△1,583	△1,434
固定資産	102,724	105,421
有形固定資産	58,022	58,895
建物及び構築物	22,642	23,271
機械装置及び運搬具	15,164	15,426
土地	16,485	16,370
建設仮勘定	2,181	2,191
その他	1,548	1,635
無形固定資産	2,488	2,410
投資その他の資産	42,212	44,115
投資有価証券	29,305	33,006
繰延税金資産	1,741	1,638
その他	11,294	9,600
貸倒引当金	△127	△130
資産合計	228,982	220,210

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	第137期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第136期 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	31,599	31,978
支払手形及び買掛金	17,200	17,028
1年内返済予定の長期借入金	565	634
未払法人税等	2,432	2,694
賞与引当金	2,416	2,644
その他	8,984	8,977
固定負債	9,709	11,563
長期借入金	745	560
退職給付に係る負債	4,124	5,709
繰延税金負債	3,043	3,536
その他	1,795	1,757
負債合計	41,309	43,542
純資産の部		
株主資本	147,736	142,025
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	4,438	4,460
利益剰余金	150,543	144,750
自己株式	△11,805	△11,745
その他の包括利益累計額	12,557	9,473
その他有価証券評価差額金	8,750	10,522
繰延ヘッジ損益	3	0
為替換算調整勘定	2,429	△1,354
退職給付に係る調整累計額	1,373	305
非支配株主持分	27,379	25,168
純資産合計	187,673	176,667
負債及び純資産合計	228,982	220,210

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)	
		第137期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第136期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高		117,752	99,918
売上原価		79,334	65,332
売上総利益		38,418	34,586
販売費及び一般管理費		25,047	23,905
営業利益		13,370	10,681
営業外収益		4,242	4,187
受取利息		348	346
受取配当金		480	580
受取賃貸料		804	774
受取技術料		576	706
持分法による投資利益		913	652
為替差益		737	89
補助金収入		90	563
その他		290	474
営業外費用		610	671
支払利息		30	29
賃貸費用		349	298
支払補償費		16	69
その他		213	274
経常利益		17,003	14,197
特別利益		287	3,865
固定資産売却益		84	63
投資有価証券売却益		198	776
退職給付信託設定益		—	3,010
その他		4	16
特別損失		1,445	1,600
固定資産除売却損		98	98
減損損失		1,260	1,211
関係会社株式売却損		—	166
その他		86	123
税金等調整前当期純利益		15,845	16,462
法人税、住民税及び事業税		4,284	4,245
法人税等調整額		119	833
法人税等合計		4,403	5,078
当期純利益		11,441	11,384
非支配株主に帰属する当期純利益		2,394	1,384
親会社株主に帰属する当期純利益		9,046	9,999

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,460	144,750	△11,745	142,025
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,560	4,460	144,771	△11,745	142,047
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,180		△3,180
親会社株主に帰属する当期純利益			9,046		9,046
自己株式の取得				△60	△60
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△22			△22
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△94		△94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△22	5,772	△60	5,689
当 期 末 残 高	4,560	4,438	150,543	△11,805	147,736

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	10,522	0	△1,354	305	9,473	25,168	176,667
会計方針の変更による累積的影響額							21
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,522	0	△1,354	305	9,473	25,168	176,689
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△3,180
親会社株主に帰属する当期純利益							9,046
自己株式の取得							△60
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△22
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高							△94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,772	3	3,784	1,068	3,083	2,211	5,295
当 期 変 動 額 合 計	△1,772	3	3,784	1,068	3,083	2,211	10,984
当 期 末 残 高	8,750	3	2,429	1,373	12,557	27,379	187,673

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 ご参考 (第136期)

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,300	137,710	△10,388	136,183
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,959		△2,959
親会社株主に帰属する当期純利益			9,999		9,999
自 己 株 式 の 取 得				△1,381	△1,381
自 己 株 式 の 処 分				12	12
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		159			159
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				12	12
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	159	7,039	△1,356	5,842
当 期 末 残 高	4,560	4,460	144,750	△11,745	142,025

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	7,208	55	△244	31	7,051	27,713	170,947
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,959
親会社株主に帰属する当期純利益							9,999
自 己 株 式 の 取 得							△1,381
自 己 株 式 の 処 分							12
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							159
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							12
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	3,313	△55	△1,110	274	2,422	△2,545	△122
当 期 変 動 額 合 計	3,313	△55	△1,110	274	2,422	△2,545	5,719
当 期 末 残 高	10,522	0	△1,354	305	9,473	25,168	176,667

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	第137期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第136期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	53,687	49,133
現金及び預金	32,138	28,759
受取手形及び売掛金	—	17,172
受取手形、売掛金及び契約資産	17,420	—
商品及び製品	1,197	1,045
仕掛品	108	87
原材料及び貯蔵品	1,348	1,030
その他	3,016	2,461
貸倒引当金	△1,543	△1,422
固定資産	69,988	72,537
有形固定資産	23,968	24,121
建物	9,116	9,259
機械及び装置	2,984	3,022
土地	10,218	10,198
建設仮勘定	338	243
その他	1,310	1,397
無形固定資産	221	261
投資その他の資産	45,798	48,153
投資有価証券	19,876	23,134
関係会社株式	12,749	12,451
関係会社出資金	6,531	5,733
その他	6,756	6,951
貸倒引当金	△115	△118
資産合計	123,675	121,670

科 目	期 別	
	第137期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 第136期 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	27,412	27,500
支払手形及び買掛金	7,010	7,280
預り金	15,404	15,027
賞与引当金	1,340	1,560
その他	3,658	3,631
固定負債	5,551	5,782
退職給付引当金	3,053	3,143
その他	2,497	2,638
負債合計	32,964	33,282
純資産の部		
株主資本	82,560	78,611
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	4,046	4,046
資本準備金	3,912	3,912
その他資本剰余金	133	133
利益剰余金	86,073	82,125
利益準備金	1,140	1,140
その他利益剰余金	84,933	80,985
配当積立金	500	500
研究開発積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	278	294
別途積立金	76,300	71,200
繰越利益剰余金	7,354	8,490
自己株式	△12,120	△12,120
評価・換算差額等	8,150	9,776
その他有価証券評価差額金	8,150	9,776
純資産合計	90,710	88,388
負債及び純資産合計	123,675	121,670

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)	
		第137期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第136期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高		43,084	38,681
売上原価		27,476	24,120
売上総利益		15,608	14,560
販売費及び一般管理費		11,462	11,137
営業利益		4,146	3,422
営業外収益		5,816	4,634
受取利息		129	106
受取配当金		2,964	2,062
受取賃貸料		871	834
受取技術料		1,298	1,250
為替差益		374	126
その他		177	254
営業外費用		641	661
支払利息		17	17
賃貸費用		451	377
その他		172	266
経常利益		9,320	7,395
特別利益		410	3,807
固定資産売却益		68	1
投資有価証券売却益		198	776
関係会社株式売却益		143	—
退職給付信託設定益		—	3,010
その他		—	19
特別損失		333	182
固定資産除売却損		70	63
投資有価証券売却損		—	38
関係会社株式評価損		255	—
退職給付制度終了損		—	50
その他		7	29
税引前当期純利益		9,397	11,020
法人税、住民税及び事業税		2,120	1,953
法人税等調整額		83	806
法人税等合計		2,203	2,759
当期純利益		7,193	8,261

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰余金		利 益 剰 余 金						自己 株式	株主 資本 合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					配 当 積立金	研究開発 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	294	71,200	8,490	△12,120	78,611
会計方針の変更による累積的影響額									1		1
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	294	71,200	8,492	△12,120	78,613
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△3,246		△3,246
固定資産圧縮積立金の取崩							△15		15		－
別途積立金の積立								5,100	△5,100		－
当期純利益									7,193		7,193
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△15	5,100	△1,137	△0	3,946
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	278	76,300	7,354	△12,120	82,560

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	9,776	9,776	88,388
会計方針の変更による累積的影響額			1
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,776	9,776	88,389
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△3,246
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当期純利益			7,193
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,625	△1,625	△1,625
当期変動額合計	△1,625	△1,625	2,321
当 期 末 残 高	8,150	8,150	90,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 ご参考（第136期）

（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										自己 株式	株主 資本 合計
	資本金	資 本 剰余金		利 益 剰 余 金								
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
					配 当 積立金	研究開発 積 立 金	固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	310	68,700	5,737	△10,632	74,862	
会計方針の変更による累積的影響額												
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	310	68,700	5,737	△10,632	74,862	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当									△3,023		△3,023	
固定資産圧縮積立金の取崩							△16		16		－	
別途積立金の積立								2,500	△2,500		－	
当 期 純 利 益									8,261		8,261	
自己株式の取得										△1,500	△1,500	
自己株式の処分										12	12	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											－	
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△16	2,500	2,753	△1,487	3,749	
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	294	71,200	8,490	△ 12,120	78,611	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	6,695	6,695	81,557
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,695	6,695	81,557
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△3,023
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当 期 純 利 益			8,261
自己株式の取得			△1,500
自己株式の処分			12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,081	3,081	3,081
当期変動額合計	3,081	3,081	6,830
当 期 末 残 高	9,776	9,776	88,388

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 原 光 爵

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 那 須 伸 裕

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 木 正 憲

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーカライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 原 光 爵

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 那 須 伸 裕

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 木 正 憲

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日本パーカライジング株式会社 監査等委員会

監査等委員 細 金 逸 人 ㊞

監査等委員 久保田 正 治 ㊞

監査等委員 近 浩 二 ㊞

(注) 監査等委員 久保田正治及び近 浩二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メ モ 欄〉

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, providing a template for handwriting practice or general note-taking. The margins are consistent on all sides.

〈メ モ 欄〉

株主総会会場 ご案内図

会場

パーカービル 2階 会議室

東京都中央区日本橋一丁目15番1号

電話03 (3278) 4333



交通

東京メトロ ○銀座線 ○東西線
都営地下鉄 ○浅草線

「日本橋駅」 D2出口 より徒歩約1分

※ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。